

県有施設の吹付けアスベスト等に関する維持管理指針

平成18年9月1日一部改正
平成17年12月13日制定
広島県アスベスト対策推進本部

1 目的

県有施設に使用されている吹付けアスベスト等からのアスベストの飛散を防止し、施設の良好な室内環境の保全を図るため、施設管理者が行う措置及び維持管理について必要な事項を定める。

2 定義

この指針における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 吹付けアスベスト等

吹付け石綿等

石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）第2条第1項に定める石綿等で、建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたもの。

「吹付けアスベスト」、「吹付けロックウール」、「吹付けひる石（バーミキュライト）」、「パーライト吹付け」、「発泡けい酸ソーダ吹付け石綿」等と呼ばれるもので、含有するアスベストの重量が0.1%を超えるもの

折板裏打ち石綿断熱材

鋼板製屋根用折板等に主として結露防止のために貼り付けられたもので、含有するアスベストの重量が0.1%を超えるもの

(2) 除去

吹付けアスベスト等を壁等からはく離し撤去する工法

(3) 封じ込め

表面固化処理又は内部浸透処理により、アスベストが室内に発生しないようにする工法

(4) 囲い込み

吹付けアスベスト等が表面に露出しないよう建材等で完全に囲い、アスベストが室内に発生しないようにする工法

3 施設管理者の責務

施設管理者は、吹付けアスベスト等の使用の有無について調査を行い、その結果を記録・保管するとともに、吹付けアスベスト等の使用が確認された場合には、4及び5に定める措置及び維持管理を行うものとする。

4 措置

(1) 措置方針の決定等

吹付けアスベスト等の使用が確認された場合、

吹付け材等の状態を把握するとともに、必要に応じて、立入禁止等の保全措置や室内空気中のアスベスト濃度を測定する。

次表による判定結果及び施設の使用実態等を踏まえ、吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み（以下「除去等」という。）の措置の時期等について方針を決定する。

措置判定表

吹付け材等の状態 部屋等の使用状況	飛散のおそれが大きい	飛散のおそれが小さい	安定
使用頻度が高い	A	B	C
使用頻度が低い	B	C	D

〔判定区分毎の措置内容〕

判定区分	措置内容
A	直ちに，除去等の措置を行う。
B	早い時期に除去等の措置を行う。
C	損傷部等について補修を行い，点検・記録後，必要に応じ，除去等の措置を検討する。
D	点検・記録による管理をするとともに，計画的改修工事に合わせた除去等の措置を検討する。

〔部屋等の使用状況及び吹付け材等の状態の定義〕

1 部屋等の使用状況

区分	該当する室名等
使用頻度が高い	人の出入りが多く，常時使用する場所(事務室・教室・店舗・図書室・会議室・廊下・湯沸場等)
使用頻度が低い	倉庫，機械室，電気室，変電室，非常階段等（ただし，常時人がいる場合及び使用頻度が高い室と遮断が困難な場合等は使用頻度が高いとする。）

2 吹付け材等の状態

区分	劣化，損傷の状況
飛散のおそれ大きい	次のいずれか一つでもある場合 吹付け表面全体に毛羽立ちがある場合 繊維のくずれがある場合 繊維の垂れ下がりがある場合 吹付け表面全体に損傷・欠損がある場合 床面に破片が頻繁に見られる場合 吹付け材が下地と遊離している場合
飛散のおそれが小さい	損傷・欠損は局所的で損傷部等の周辺の吹付け材は下地にしっかり固着している場合 損傷部があってもその環境条件では損傷部の拡大が見られない場合
安定	吹付け面にひっかき傷等の物理的損傷がない場合 下地の腐食，ひび割れ等の影響による損傷がない場合 結合剤の劣化による繊維の垂れ下がりやくずれがない場合 下地と吹付け層との間が遊離し，浮いた状態でない場合

（注）具体的な劣化，損傷の状況は，別紙1を参照すること。

（2）措置の工法

「除去」を原則とする。

ただし，緊急に施設の使用を再開する必要があるなど特別の事情があり，かつ，「封じ込め」又は「囲い込み」によりアスベスト繊維の飛散防止が図られる場合は，「除去」以外の措置を講じることが出来ることとし，当該施設の計画的改修工事等に合わせて吹付けアスベスト等を除去する。

5 維持管理

(1) 点検・記録による管理をする場合

吹付け材の表面及び施工場所の状況を定期的な点検等により把握する。

(定期点検の頻度の目安)

・使用頻度が高い場所 概ね3月に1回

・使用頻度が低い場所 概ね6月に1回

点検により軽微な損傷を発見した場合は、速やかに補修する。

点検により飛散のおそれがあることを確認した場合は、4により再度措置方針を検討する。

(2) 除去を選択した場合

除去後、室内空気中のアスベスト濃度を測定し、アスベストの飛散のないことを確認する。

(3) 囲い込み又は封じ込めを選択した場合

施工後、必要に応じて、室内空気中のアスベスト濃度を測定し、アスベストの飛散のないことを確認する。

施工場所の状況を概ね年1回の頻度で点検する。

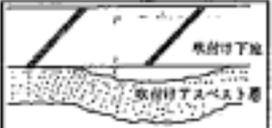
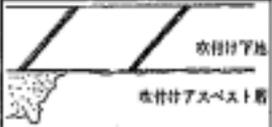
点検により破損箇所を確認した場合は、速やかに補修する。

(4) 維持管理の記録

管理台帳を作成して、点検結果及び措置状況等を記録・保管する。

(吹付けアスベスト等管理台帳兼点検記録票様式 - 別紙2)

劣化現象の種類

劣化現象	定義・主な要因	吹付け下地・吹付け層の断面図
層表面の毛羽立ち	吹付け層の表層で結合材の劣化などにより繊維が毛羽立っているもの。	
繊維のくずれ	毛羽立ちよりも劣化が進行した状態で、表層・表層下部の繊維が荒れた状態になっているもの。	
たれ下がり	層の一部が劣化，外力等によって層外へたれ下がっているもの。	
下地との浮き・はがれ	下地との間にすき間，はく離が見られるもの。	
局部的損傷・欠損	人為的・経年劣化によって生じた局部的な凹凸，はく落，はく離。	
層の損傷・欠損	人為的・経年劣化によって生じた全面的な凹凸，はく落，はく離。	

出典：日本建築センター「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」

(別紙2) 吹付けアスベスト等管理台帳兼点検記録票様式

吹付けアスベスト等管理台帳兼点検記録票

施設名		施設所在地		施設所有者	施設届出者
施設の用途		構造	延べ床面積	建築年月	管理者担当部課名 (電話)
調査診断	場所				
	調査機関(種類・含有率等)				
	調査日				
	完成図書による確認				
	吹付け材の種類				
	使用部位				
	使用面積				
	吹付け材の露出の有無				
	アスベスト含有率 1				
	表面状態(目視)				
アスベスト濃度 2					
措置判定結果 3					
処理状況	工法				
	工事完了年月日				
	工事施工業者				
	その他の工事記録				
備考					

点検計画	点検周期				
	点検内容				
点検記録	場所				
	点検日				

- 1 吹付け材のアスベスト定量検査を行った場合、アスベスト含有率を記載すること。
- 2 室内空気中のアスベスト濃度測定を行った場合、その測定結果を記載すること。
- 3 指針中4の措置判定表の判定区分(A~D)を記載すること。